

勝山市

かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）再整備・管理運営事業

公募設置等指針

赤字は9月17日付けで修正した箇所です。

令和3年8月

勝山市

目 次

用語の定義	1
はじめに	3
第1章 事業概要	4
1-1. 名称	
1-2. かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）の概要	
1-3. 事業対象区域	
1-4. これまでの公園整備および課題	
1-5. 事業範囲	
(1) 事業内容	
(2) 収入の取り扱い及び費用負担の考え方	
(3) 公募設置等計画の認定の有効期間	
(4) 公募スケジュール（予定）	
(5) 事業スケジュール（予定）	
第2章 公募対象公園施設等の設置等に係る事項	9
2-1. 公募対象公園施設の種類	
2-2. 公募対象公園施設の場所	
2-3. 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期	
2-4. 公募対象公園施設の使用料の額の最低額等	
2-5. 公募対象公園施設の整備に関する条件	
(1) 全般	
(2) 工事について	
2-6. 公募対象公園施設の管理運営に関する条件	
(1) 全般	
(2) サービス内容	
(3) 車両の搬出入	
(4) 廃棄物処理	
(5) その他	
2-7. 特定公園施設の建設に関する事項	
(1) 全般	
(2) 特定公園施設の設計	
(3) 特定公園施設の工事	
(4) 施設整備について	
(5) 特定公園施設の建設にかかる費用	
2-8. 利便増進施設の設置に関する事項	
(1) 看板又は広告塔	

2-9. 都市公園の環境の維持及び向上措置と現状での設置管理許可者・指定管理者との調整について

- (1) 管理運営経費等
- (2) 業務の委託
- (3) 魅力向上事業の実施
- (4) 指定の取消し等

第3章 審査及び選定に関する事項

19

3-1. 公募の実施に関する事項

- (1) 応募者の構成
- (2) 応募資格
- (3) 欠格事項
- (4) 失格事項

3-2. 応募の手続き

- (1) 公募設置等指針の公表
- (2) 現地説明会の開催
- (3) 質問書受付及び回答
- (4) 応募登録
- (5) 公募設置等計画の受付（応募書類の提出）
- (6) 提出書類

3-3. 応募に関するその他の留意事項

- (1) 応募書類の作成及び提出
- (2) 応募書類の内容
- (3) 応募書類の取扱い

3-4. 審査の方法及び手順

- (1) 第一次審査（資格審査）
- (2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

3-5. 評価基準

3-6. 設置等予定者の決定等

3-7. 選定結果の通知及び公表

3-8. 公募設置等計画の認定

3-9. 認定計画の変更

3-10. 契約の締結等

- (1) 基本協定
- (2) 実施協定
- (3) 特定公園施設の引渡し
- (4) かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）の指定管理者の指定

3-11 リスク分担等

(1) リスク分担

(2) 損害賠償責任

3-12. 事業破綻時の措置

3-13. 法規制等

3-14. 問合わせ先

用語の定義

P-PFI	- 平成 29 年の都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号) 改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 - 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」(略称：P-PFI) と呼称。 ＜P-PFI のイメージ＞ <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td></td><td>カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</td><td>広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</td></tr><tr><td>従前</td><td>民間資金</td><td>公的資金</td></tr><tr><td>新制度</td><td>民間資金</td><td>収益を充当 公的資金</td></tr></table>		カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)	従前	民間資金	公的資金	新制度	民間資金	収益を充当 公的資金
	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)								
従前	民間資金	公的資金								
新制度	民間資金	収益を充当 公的資金								
公募対象公園施設	- 都市公園法第 5 条の 2 第 1 項に規定する「公募対象公園施設」のこと。 - 飲食店、売店等の公園施設であって、都市公園法第 5 条第 1 項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。									
特定公園施設	- 都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する「特定公園施設」のこと。 - 公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が認定公募設置等計画に従い整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。									
利便増進施設	- 都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 6 号に規定する「利便増進施設」のこと。 - P-PFIにより選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔。									
公募設置等指針	P-PFIの公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたものであり、本書のこと。									
公募設置等計画	都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、P-PFIに応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。									
設置等予定者	審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。									

認定計画提出者	・ 公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。
民間事業者(SPC)	・ 公園管理者が認定した公募設置等計画を提出した者
SPC	・ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として、本事業の遂行のみを目的として設立された特別目的会社。
設置許可	・ 都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置及び管理することについて、公園管理者が与える許可。
管理許可	・ 都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園内の公園施設を管理することについて、公園管理者が与える許可。
占用許可	・ 都市公園法第 6 条の規定により、公園に公園施設以外の物件を設けて公園を占有することについて、公園管理者が与える許可。

はじめに

かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）（以下「恐竜の森」という。）は、福井県が設置運営する福井県立恐竜博物館（以下「恐竜博物館」という。）を中心に、古代の歴史や生物の進化等を学び考える公園として、勝山市の魅力の一翼を担う公園です。今般、恐竜博物館の機能強化整備に伴い、勝山市の観光、憩いの中心となる公園としてさらなる魅力の向上が求められています。

取り巻く社会状況の変化や市民や訪問者のニーズの多様化により、設え方や使い方に多様化や高度化、柔軟性が求められるようになってきています。勝山市は、これらに対応する取組の一つとして、民間のアイディア等も取り入れながら、官民が連携・協働した公園の多面的な活用を推進していく方針です。また、昨年度から続く新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民の暮らしや働く場において「新しい日常」の徹底と実践が求められ、身近な自然豊かな屋外空間である恐竜の森は、憩いや安らぎ、健康づくり等の場としても、その重要性が再認識されてきています。

勝山市はポスト・コロナを見据え、恐竜の森の有する多様なポテンシャルを更に発揮させることにより、新たな観光の中心地として、また市民にとっても、公園で過ごす時間がより一層魅力的なものになるよう、都市公園法に基づく公募設置管理許可制度を活用し、民間との連携による都市公園としての整備・管理運営に向けた取組を進めることとしました。

勝山市は、福井県の実施する恐竜博物館の機能強化整備に併せ、本事業対象区域の整備や管理運営を実施する民間事業者を公募し、民間との連携により魅力的な恐竜の森の創出を図っていきます。

本指針は、以上のことを踏まえ、恐竜の森において公募設置管理制度による事業を実施する者を公募するためのものです。

本事業により、これまで以上に民間の自由で柔軟な発想や企画力を発揮できる機会を提供して恐竜の森の魅力向上を図るとともに、恐竜博物館やスキー場など様々な施設との連携、えちぜん鉄道勝山駅からの交通や、パークアンドライドなど環境にも配慮した今後のSDGsなども見据え、恐竜の森や周辺地域全体の魅力向上にも繋がる取組となることを期待します。

第1章 事業概要

1-1. 名称

「かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）再整備・管理運営事業」（以下「本事業」という。）

1-2. 恐竜の森の概要

恐竜の森は、貴重な動植物が生息する里山の豊かな自然環境を保全した中で、潜在的な地域資源である恐竜化石・自然等とのふれあいや、スポーツレクリエーションなど、様々な活動や交流を通して、自分を見つめ、新たな時代への価値観を抱く「文化・交流・スポーツ拠点」としての「多機能型の都市公園」として設置されました。

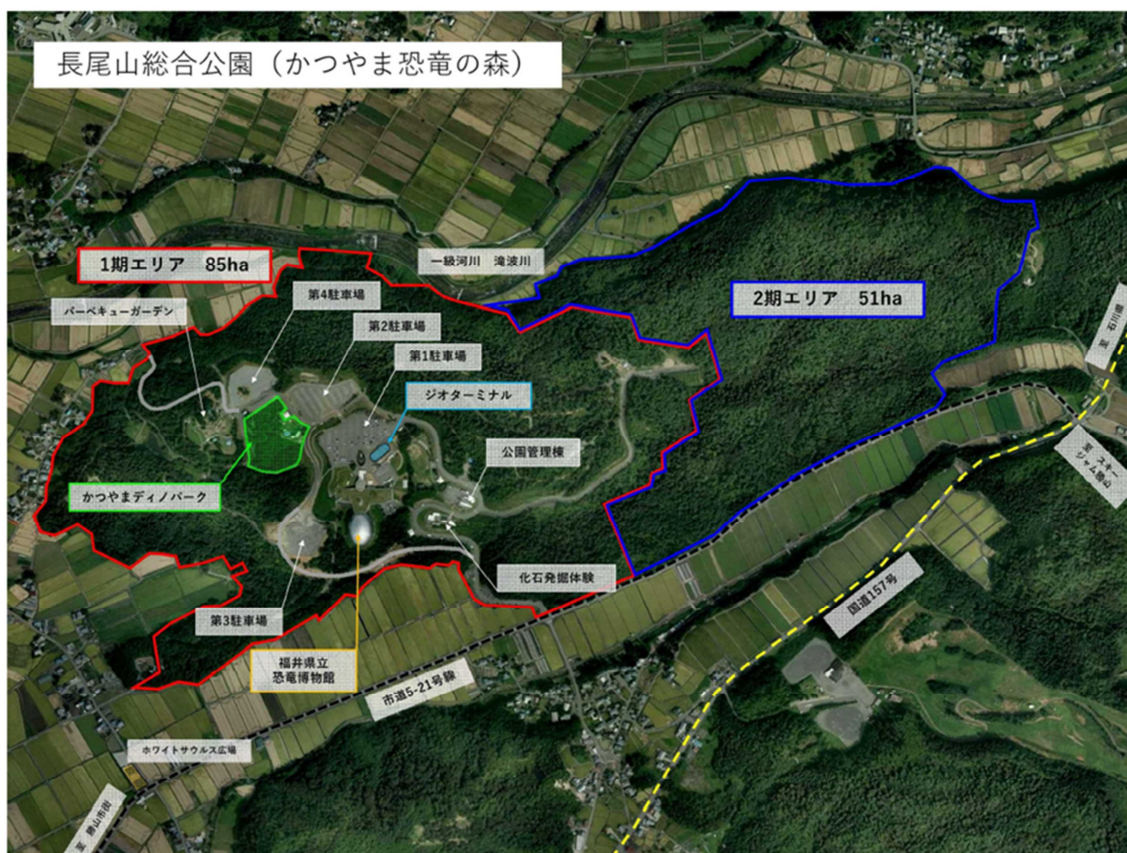
○恐竜の森の概要

公園名称	勝山市長尾山総合公園（かつやま恐竜の森）
所在地	福井県勝山市村岡町寺尾 51-11
土地所有者	勝山市（供用区域のみ）
現管理運営者	NPO 法人恐竜のまち勝山応援隊（指定管理者）
区域面積	1期エリア： 85ha（内、供用面積 79.6ha） 2期エリア： 51ha（未買収区域） 計：136ha（1,359,430 m ² ）
建蔽率	建蔽率 1.12% A=15,176.74 m ² ※恐竜博物館機能強化整備後見込み（令和5年夏完成予定）
法的規制事項	【都市計画法】勝山都市計画区域：区域区分非設定 用途地域：未指定地域（建蔽率 70%、容積率 200%） 特定用途制限地域：特定規模集客施設制限地域 【景観法】勝山市景観条例：景観計画区域 （重点的に景観の保全と形成を図っていく必要がある地区） 【文化財保護法】埋蔵文化財包蔵地（長尾山遺跡）
休園日	12月29日～1月2日 （恐竜博物館、ジオターミナル、無料休憩所は第2・4水曜日休館） ※繁忙期除く
交通アクセス	【公共交通機関の場合】 ・ えちぜん鉄道かつやま永平寺線勝山駅下車、「恐竜博物館直通バス」にて約10分又はタクシーにて約10分 【自動車の場合】 ・ 北陸自動車道 福井北JCT・IC～中部縦貫自動車道 永平寺大野道・勝山IC下車～国道416号経由（約30分） ・ 北陸自動車道 丸岡IC～国道416号経由（約40分）

	・ 石川県白山市（旧白峰村）～国道 157 号経由（約 30 分） ・ 中部縦貫自動車道 白鳥 IC～国道 158 号～国道 157 号経由（約 1 時間 30 分）
--	--

1-3. 事業対象区域

下図の 1 期エリアとします。なお、2 期エリアへの展開を見据えた計画についても提出を可能とします。



1-4. これまでの公園整備及び課題

恐竜の森は恐竜エキスポふくい 2000 の開催に合わせ、年間 40 万人の来園者を想定した園内施設の整備を行いました。当初は年間 20～30 万人であった恐竜博物館来館者はその後増加し、来園者の増加に伴い、第 2、第 3、第 4 駐車場の造成により計約 1360 台分の駐車場を順次整備しました。また、観光交流施設（ジオターミナル）の建設、園内トイレの増設、園内道路の整備を行い、利便性の向上を図りました。令和元年度は恐竜博物館単体で 88 万人が訪れています。

しかし、ゴールデンウィークやお盆などの繁忙期には周辺道路が渋滞し、地元住民の日常生活に支障をきたしています。また、飲食施設についても不足が見られています。

今後、恐竜博物館の機能強化により増加が見込まれる来園者への対応が必要であるほか、来園者の宿泊が勝山市の中に実現できていないこと、開園から 20 年以上が経過し公園施設の老朽化が進んでいること、クマ、サルなどの獣害対策が課題となっています。

(1) 恐竜の森のコンセプト

- ①古代の歴史や生物の進化等を学び考える公園
- ②来訪者や市民の交流の輪が広がり、1 年を通して賑わいのある公園
- ③豊かな自然の中で多様なスポーツやレクリエーションが楽しめる公園
- ④貴重な自然資源への理解を深め、自然環境の保護と共生を図る公園
- ⑤市民がゆったり楽しみ、憩える公園

(2) 事業のコンセプト

事業コンセプトは以下の 4 点とします。

- ①宿泊できる公園
豊かな自然の中で、新しいエンターテインメントの企画・展開と行い、ゆったりと公園や勝山市を楽しめる滞在型の公園
- ②市民を含む来園者が少人数でゆったり過ごすことのできる公園
密を避け、家族や友人など少人数のグループがゆったり過ごせる公園
- ③市民を含む来園者が 1 年を通じ体を動かし自然に親しめる公園
豊かな自然を活かし、1 年を通じ、体を動かし、自然や古代に親しめる公園
- ④2 期エリアに隣接する 1 期エリア内の未活用箇所を活用した、将来 2 期エリアを見据えた事業展開

1-5. 事業範囲

(1) 事業内容

- ①公募対象公園施設の整備及び管理運営
- ②特定公園施設の整備
- ③特定公園施設の譲渡業務
- ④利便増進施設の設置及び管理運営 ※任意提案
- ⑤魅力向上事業の実施

- ・恐竜の森のコンセプト、事業コンセプトを踏まえ、民間事業者の豊富な経験とノウハウを活かし、社会状況の変化に伴う多様なニーズにも対応した公園整備及び管理運営を行うため、P-PFI 制度を活用し本事業対象地に公募対象公園施設（宿泊機能、飲食物販機能、遊戯機能を有する公園施設）を設置するとともに、特定公園施設（屋根付き広場、園路、広場等の公園施設）の整備を行っていただきます。本指針を踏まえ、公募設置等

計画を提出してください。

- ・民間事業者（SPC）は恐竜の森の指定管理者として、公園一元管理の中で公園施設の維持管理・運営を担っていただきます。
- ・P-PFI 制度を活用することにより、公園の魅力向上並びに、公募対象公園施設による収益を還元し、特定公園施設の整備及び事業対象区域の管理に係る勝山市の負担を低減、固定資産税、地方消費税などの勝山市の収入が増える計画を期待します。
- ・地元の雇用の創出、地産地消、消費の増加、既存事業者を含む市内事業者との連携を考慮した提案を求めます。

（２）収入の取り扱い及び費用負担の考え方

①特定公園施設整備費

民間事業者提案による、勝山市が負担する特定公園施設整備費については、完成引き渡し後 60 日以内に支払います。

②公園全体の維持管理・運営費

公園施設からの公園使用料（恐竜博物館からの使用料は除く）は民間事業者（SPC）の収入とし、その収入で維持管理・運営費を賄っていただきます。

都市公園法第 5 条第 1 項に規定する公園施設の公園使用料は、勝山市都市公園条例に基づき民間収益施設のうち、遊戯施設は収入額の 10%、便益施設は収入額の 5% とします。

③除雪費・勝山市公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の修繕費

勝山市が負担します。

なお、勝山市が実施する除雪エリアは公募対象公園施設エリア以外の園路及び駐車場を基本とし、別途協議により定めます。

④民間事業者（SPC）は、勝山市に対する違約金（年間維持管理費の 10% 相当の 8,000 千円）を毎年確保すると共に、収受する使用料と公園維持管理・運営費における収支において、剰余金が発生する場合は、その 50% を勝山市に納付していただきます。

（３）公募設置等計画の認定の有効期間

事業の契約から 20 年間とします。なお、勝山市と事業者の協議により設置管理許可は 10 年間毎に延長が可能です。

（４）公募スケジュール（予定）

令和 3 年 8 月 2 日(月)	公募設置等指針公表
令和 3 年 8 月 25 日(水)	事業説明会（オンライン開催）
令和 3 年 9 月 17 日(金)まで	質問書受付締め切り
令和 3 年 9 月 24 日(金)	質問書最終回答期限

令和３年９月３０日(木)まで	応募登録締め切り
令和３年１１月２２日(月)	公募設置等計画・提案書の受付
令和３年１１月３０日(火)	応募者によるプレゼンテーション
令和３年１２月３日(金)	設置等予定者の選定結果通知
令和３年１２月２８日(火)	基本協定締結
令和４年２月１４日（月）	事業仮実施協定、調印式
令和４年３月（勝山市議会による承認後）	実施協定の締結、事業契約

（５）事業スケジュール（予定）

令和４年４月～令和６年３月 ※１	民間事業者（SPC）による設計建設
令和５年１２月（予定）※２	指定管理者の指定
令和６年３月２０日まで ※３	特定公園施設整備完了
令和６年４月１日	供用開始（公園全体の運営管理）
令和２４年３月末 ※１０年毎に更新可能	計画の認定有効期間の終了

※１ 段階的な整備、運営は可能としますが、令和８年３月末までに全ての施設を完成させていただきます。

※２ 長尾山総合公園（事業対象区域）について、公園管理を行う者として SPC を「指定管理者」に指定します。（勝山市議会による議決）

※３ 特定公園施設整備完了時には、勝山市が実施する完了検査を受けたのち、引き渡してください。

第2章 公募対象公園施設等の設置等に係る事項

2-1. 公募対象公園施設の種類

公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている施設で以下のとおりです。

■公園施設及び公募対象公園施設一覧

分類	園路広場	修景施設	休憩施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公園施設の種類	園路 広場	植栽 芝生 花壇 いけがき 日陰だな 噴水 水流 池 滝 つき山 彫像 灯籠 石組 飛石	休憩所 ベンチ 野外卓 ピクニック場 キャンプ場 その他これらに類するもの	ふらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 徒渉池 舟遊場 魚つり場 メリーゴーランド 遊戯用電車 野外ダンス場 その他これらに類するもの	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪 その他これらに類するもの これらに附属する工作物 (観覧席、シャワー等)	植物園 温室 分区分園 動物園 動物舎 水族館 自然生息園 野鳥観察所 動植物の保護繁殖施設 野外劇場 野外音楽堂 図書館 陳列館 天体・気象観測施設 体験学習施設 記念碑 その他これらに類するもの 遺跡等 (古墳、城跡等)	売店 飲食店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所 荷物預り所 時計台 水飲場 手洗場 その他これらに類するもの	門 柵 管理事務所 詰所 倉庫 車庫 材料置場 苗畑 掲示板 標識 照明施設 ごみ処理場 (廃棄物再生利用施設を含む) くず箱 水道 井戸 踏車 水門 雨水貯留施設 水質浄化施設 護岸 擁壁 発電施設(環境への負荷の低減に資するもの) その他これらに類するもの	展望台 集会所 備蓄倉庫 [耐震性貯水槽] [放送施設] [情報通信施設] [ヘリポート] [係留施設] [発電施設] [延焼防止のための散水施設] ※[]内は省令で定めている施設
	休憩施設、遊戯施設、運動施設、教養施設においては、上記に掲げるもののほか、都市公園ごとに地方公共団体が条例で定めることができる。								
	公募対象公園施設								

周辺緑地と繋がる多様性に富んだ緑の拠点に、地域のにぎわいを創出し、魅力を高めるものとしてください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策や鳥獣害対策の実施により屋内外空間で快適に過ごせる提案としてください。

- ・上記の目的に加えて、民間事業者の自由な発想による新たな施設を提案することができ
ます。
- ・公園コンセプト・事業コンセプトに沿った、公募対象公園施設を提案してください。
- ・公募対象公園施設は公園利用者へのサービス向上だけでなく、地域全体の魅力向上や活
性化に資することが求められます。

2-2. 公募対象公園施設の場所

公募対象公園施設の設置が可能な場所は、1-3の地図上の1期エリアです。現存の施設
の位置に配慮した計画としてください。ただし、代替機能を確認した上で、既存の施設
(第3駐車場を除く)での提案も可能とします。また、自然環境に配慮するため、建設に
先立ち、環境影響評価を実施してください。

2-3. 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期

公募対象公園施設の設置許可の開始時期は、工事着手日である令和4年4月以降となる予定です。

2-4. 公募対象公園施設の使用料の額の最低額等

都市公園法第5条第1項に規定する公園施設の公園使用料は、勝山市都市公園条例に基づき、収益施設のうち、遊戯施設は収入額の10%、便益施設は収入額の5%とします。

* 公募対象公園施設の使用料はすべて民間事業者（SPC）の収入とします。

2-5. 公募対象公園施設の整備に関する条件

（1）全般

- ・公募対象公園施設のうち、宿泊機能、飲食物販機能、遊戯機能を有する施設を必須とします。なお、宿泊機能を有する施設については、50室以上とすることを条件とします。
- ・段階的な整備も可能としますが、令和7年度中に上記機能について整備完了できるよう計画してください。
- ・施設はすべてユニバーサルデザインに配慮し、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】（国土交通省）」、「福井県福祉のまちづくり条例」、に基づいた計画としてください。
- ・遊戯機能は「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）（国土交通省）」、「遊具の安全に関する規準」（一般社団法人公園施設業協会）に基づく安全を確保してください。

（2）工事について

- ・工事計画について、勝山市と協議を行った上で、できるだけ速やかに整備を行ってください。
- ・工事の施工に当たっては、特に次の事項について勝山市の指示に従ってください。
 - （ア）防音対策
 - （イ）交通安全対策
 - （ウ）工事車両の搬出入経路
 - （エ）工事騒音や振動
 - （オ）恐竜博物館機能強化整備との調整
 - （カ）公園利用者への配慮
 - （キ）その他必要となる事項
- ・工事に際しては、民間事業者（SPC）の責任で近隣住民等を対象に説明を行ってください。

- ・施設に必要なインフラは、民間事業者（SPC）の負担により、各インフラ管理者と協議の上整備してください。
- ・期間満了時、事業中止時は、民間事業者（SPC）の責任で原状回復を行うことを原則としますが、原状回復の内容及び範囲については、原状回復を行う前に2年前から勝山市と民間事業者が協議して決定することとします。

2-6. 公募対象公園施設の管理運営に関する条件

（1）全般

- ・民間事業者（SPC）の責任で管理運営を行ってください。
- ・公募対象公園施設の運営に当たっては、各種法令を遵守するほか、勝山市の公園管理に係る指導、指示に従ってください。
- ・営業に必要な各種法令に基づく許認可等は民間事業者（SPC）が取得してください。
- ・持続的に運営可能な事業計画としてください。
- ・ホスピタリティある質の高いサービスを提供してください。
- ・特定公園施設と一体的に魅力増進を図れるような管理、運営内容としてください。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等に応じた管理運営を行ってください。
- ・小さい子供や高齢者の利用を想定した園内外の移動手段や、適切な休養場所など、アイデアあふれる提案を評価します。
- ・鳥獣害対策の実施により公園利用者の安全性を確保してください。

（2）サービス内容

- ・公募対象公園施設は、公園特性や利用状況、来園者のニーズを把握し、公園利用者にとって魅力あるサービスを提供するものとしてください。
- ・ただし、サービスは以下の各項目に該当しないものとします。
 - （ア）公園との関連性が低く、勝山市が必要とみなすことができないと判断するもの
 - （例）公園利用に関係のない物品、公園で利用するには危険を伴う物品の販売等
 - （イ）公園管理上及び公園周辺に特に支障を与えるおそれがあるもの
 - （例）騒音や悪臭など周辺環境を著しく損なうもの、周辺に危険が及ぶおそれがあるもの等
 - （ウ）政治的又は宗教的な内容を取り扱うもの
- ・公園利用者の利便性を考慮し、原則通年営業とします。ただし、遊戯機能については勝山市との協議によるものとします。

（3）車両の搬出入

- ・材料の搬入やごみの搬出等に当たっては、公園管理に支障がないよう、車両の大きさや時間、搬入路等を制限することがあります。また、園路に長時間車両を停めることのない

いよう、搬入スペースを設けてください。

(4) 廃棄物処理

- ・施設の運営に伴う廃棄物の処理（保管、搬出、処分等）は、民間事業者（SPC）の責任において法令に則り適正に行ってください。

(5) その他

- ・営業時間の変更や店舗の改装などを行う場合は、勝山市と協議してください。
- ・施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵により公園施設又は第三者に被害を及ぼしたときは、速やかにその補填、または賠償の責にに応じてください。
- ・施設賠償保険など、リスクに応じた保険に加入してください。

2-7. 特定公園施設の建設に関する事項

(1) 全般

- ・様々なイベントに活用でき、雪・雨・熱中症などに対応できる憩いの場所ともなる屋根付き広場（A=400m²以上）の整備を必須とします。
- ・公募対象公園施設の配置を踏まえ、新たに必要となるアクセスに必要な園路やインフラ設備（上下水道、電気、通信設備）などの提案も可能とします。
- ・特定公園施設の調査・測量・設計・工事は全て民間事業者（SPC）が行うものとします。
- ・特定公園施設の建設範囲は事業対象地から公募対象公園施設を除いた範囲です。
- ・特定公園施設の建設に必要な各種法令に基づく許認可等は、民間事業者（SPC）が取得してください。
- ・恐竜の森は地域防災計画に基づき避難場所に指定されているため、震災時利用にも配慮した施設としてください。

(2) 特定公園施設の設計

- ・民間事業者（SPC）は、設計協議期間に特定公園施設の設計図書、工事工程表等を勝山市に提出し、承諾を得てください。
- ・設計の内容と提案内容に相違がある場合、勝山市は民間事業者（SPC）に修正を求める場合があります。
- ・民間事業者（SPC）は、やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、勝山市と協議の上、提案主旨に逸脱しない範囲で変更できるものとします。
- ・各種施設設計に当たっては、以下の手引きを参考にして最新の関係法令等に準拠してください。
- ・勝山市は特定公園施設の設計図書の内容が、勝山市の設計基準に満たないと判断した場合や、意匠、構造等、維持管理等が支障となる恐れがある場合は、民間事業者（SPC）

の責任及び費用において修正することを求めることができますものとしします。

- ・構造計算書等、設計の根拠資料を勝山市に提出してください。
- ・ユニバーサルデザインに配慮してください。

「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】(国土交通省)」、「福井県福祉のまちづくり条例」、に基づいた計画としてください。

- ・遊戯施設を設置する場合は「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」(国土交通省)、「遊具の安全に関する規準」(一般社団法人公園施設業協会)に基づく安全を確保してください。
- ・環境負荷低減、建物リサイクル等環境保全に配慮した提案としてください。
- ・整備後の管理修繕費の低減に配慮した計画としてください。

(3) 特定公園施設の工事

- ・民間事業者(SPC)は工事着手前に、工事現場の運営・管理等を行う工事責任者を配置して工事工程・工事計画書を勝山市に報告してください。
- ・公園と隣接する施設の境界に境界ブロックを設置するなどにより、管理上の区分が明確に分かるようにしてください。
- ・民間事業者(SPC)は特定公園施設の建設後、勝山市に完了報告を行うと共に、整備した特定公園施設について勝山市の完了検査を受けてください。
- ・検査合格後は勝山市へ引渡してください。所有権移転及び引渡しに伴う諸条件については、実施協定で定めます。
- ・特定公園施設に瑕疵があるときは、勝山市は民間事業者(SPC)に瑕疵の補修又は損害賠償を求めることができますものとしします。詳細は実施協定で定めます。
- ・上記に定めのない場合は、勝山市と協議の上、適切に施工してください。

(4) 施設整備について

①屋根付き広場

- ・広場は避難場所としての活用も想定した配置となるよう整備してください。

②園路・入口

- ・新たに設ける場合は、地域の回遊性を高める園路・入口を整備してください。
- ・舗装材は雨の日でも滑りにくい素材としてください。
- ・管理車両及び緊急車両の通行を想定し、通行の可能性のある部分は車両通行に対応した幅員や舗装仕様等とするとともに、歩行者の安全等に配慮した計画としてください。
- ・公園の入口(避難入口)を新たに設ける場合は、園路を通じて広場に出やすいよう整合をとって配置するようにしてください。

③敷地造成

- ・敷地造成を行う場合は、排水機能の確保に十分配慮してください。

④樹木及び植栽

- ・植栽を行う場合は、周辺緑地とつながる多様性に富んだ緑の拠点となるよう植栽計画を立ててください。

⑤ベンチ等

- ・ベンチ等を設置する場合は、だれもが休憩等の用途で利用できるよう整備してください。

⑥手洗い場・水飲み場

- ・手洗い場・水飲み場を設置する場合は、だれもが手洗いや水分補給等の用途で利用できるよう整備してください。

⑦トイレ

(ア) 常設トイレ

- ・新たに常設トイレを設置する場合は、利便性が高く、清潔で、誰でも快適に利用できるものでかつ耐久性が高いものとしてください。
- ・指定管理者が衛生的で快適な状態を保てるよう設計・計画ください。

(イ) 防災トイレ

- ・災害対応型常設トイレの採用により常設トイレと兼ねることも可能です。
- ・屋外に設置するマンホール型の防災トイレ上部に設置する目隠しテント(及び便座)の保管場所となる倉庫を常設トイレ等に確保してください。

⑧案内板

- ・案内板を設置する場合は、利用者が認識しやすい位置に総合案内板並びに公園内の施設及び公共交通機関などの行き先を示す誘導表示等の案内板としてください。
- ・案内サインの公園名、凡例の説明、規制・利用指導、制札サインの規制・利用指導に使用する言語は、日本語・英語・中国語・韓国語の4言語表記を基本とします。

⑨インフラ（電気・上下水道・通信）

- ・電気については、敷地に引き込んである場所から受電してください。容量が足りないときは契約電力を変更してください。
- ・下水道については、園内に埋設されている既存管（ $\phi 150$ 、 $\phi 200$ ）に流入させてください。
- ・上水道については、園内に埋設されている既存管（ $\phi 75$ 、 $\phi 100$ ）から引込みを行ってください。ただし、本公園は公園入口の1箇所の送水ポンプ場（36m³級）から園内に設置された受水槽（126m³級）に給水し、そこから各公園施設に配水しています。既存施設の使用水量実績は別紙のとおりであり、これらを含めて容量が足りないと想定される場合、勝山市と協議の上、別途受水槽を設けるなどの対策を行ってください。

- ・通信設備については、園内に埋設されている既存管が使用可能な場合には使用することが可能です。

⑩照明施設

- ・照明設備を設置する場合は、夜間も安全に利用できる照明計画を提案してください。

⑪放送設備

- ・現状の放送設備で不十分と思われる場合は、園内放送用の放送設備を計画してください。

⑫その他の防災施設等

- ・その他の防災施設等として、入口表示灯、非常用発電設備、情報提供施設（デジタルサイネージ）等を整備することも可能です。詳細は防災公園 計画・設計・管理運営ガイドラインを参照してください。

（５）特定公園施設の建設にかかる費用

- ・特定公園施設の建設に要する費用は、勝山市が支払いますが、公募対象公園施設、利便増進施設から見込まれる収益等で勝山市の負担額が削減できる場合は、ご提案ください。

応募者は、①特定公園施設の建設に要する費用（勝山市の想定より 10%以上削減した額）、②公募対象公園施設、利便増進施設から見込まれる収益等からの充当額、③勝山市に負担を求める額を提案してください。

収益等からの充当額により、できるだけ勝山市負担を低減する提案としてください。

- ・特定公園施設の建設に要する費用（設計費・工事監理費等含む）の上限は以下の金額とします。

■特定公園施設の建設に要する費用のうち、勝山市負担額の上限額： 200,000 千円
（消費税及び地方消費税を含む。）

- ・勝山市が負担する額は、設計協議を経て、民間事業者（SPC）から提出された最終的な設計内容とその工事費内訳について、勝山市が金額を精査確認した上で、勝山市と民間事業者（SPC）で協議し、決定します。
- ・本事業に際して、P-PFI の支援制度として創設された「官民連携型賑わい拠点創出事業」（社会資本整備総合交付金）を活用して、特定公園施設の整備に要する費用のうち、勝山市が負担する金額に対して国からの支援を受ける予定をしています。
また、国からの支援を受けるにあたって、勝山市から関連する工事費内訳等の資料提出を求める場合がありますので、民間事業者（SPC）は協力してください。
- ・勝山市からの負担額は民間事業者（SPC）が勝山市に負担を求める額で提案した額を上回ることはできません。

2-8. 利便増進施設の設置に関する事項

(1) 看板又は広告塔

- ・事業対象地内に、地域における催し物に関する情報を提供するための看板又は広告塔（以下「看板等」という。）を任意提案により設置することが可能です。文化、芸能、スポーツイベントの告知等地域における催しに関する情報の提供を主たる目的として設置されるもので、地域住民の利便の増進に資するものとします。
- ・設置場所や規模等については、民間事業者（SPC）の提案により協議の上決定するものとします。

2-9. 都市公園の環境の維持及び向上措置と現状での設置管理許可者・指定管理者との調整について

- ・令和6年4月から、指定管理者として管理運営を行っていただく予定です。
指定管理者の管理運営業務の対象となる範囲は、1-3.事業対象区域に示す1期エリアの範囲より、公募対象公園施設、設置管理許可公園施設を除いた範囲とします。
- ・現行の勝山市長尾山総合公園 指定管理業務仕様書（別添資料）を基本として、勝山市と民間事業者（SPC）が協議を行い、別途、長尾山総合公園指定管理者管理運営仕様書を作成します。
- ・民間事業者（SPC）は、指定管理業務として、長尾山総合公園指定管理者管理運営仕様書に掲げられた業務を行ってください。

*現状、本公園内には、

- ①設置管理許可者として、ディノパークに施設を有する株式会社ワック
- ②指定管理者として公園の維持管理を行っている特定非営利法人恐竜のまち勝山応援隊
- ③ジオターミナルにおいて、観光案内における指定管理および、設置管理許可者として飲食物販運営をしている勝山市観光まちづくり株式会社

が、存在しています。

新たに選定される民間事業者（SPC）は、これら3法人与、協議を行い、令和6年4月以降は、統一された公園全体のエリアマネジメントとして、これら3法人との関係を確認していただく予定です。特に指定管理期間が満了となる2者の公園との関わりについては、選定後はもちろん、計画・提案提出前においても、十分な協議を行っていただき、計画・提案を提出してください。協議は勝山市の方で仲介します。

(1) 管理運営経費等

- ・指定管理業務に係る管理運営経費は、恐竜博物館を除く公園施設及び利便増進施設からの使用料をすべて民間事業者（SPC）の収入とすることにより賄い、勝山市からの支払いは行いません。
- ・除雪費・勝山市公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の修繕費は勝山市が負担します。

なお、勝山市が実施する除雪エリアは公募対象公園施設エリア以外の園路及び駐車場を基本とし、別途協議により定めます。

(2) 業務の委託

委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合は、業務を勝山市の承認を受けて包括委託することができます。

(3) 魅力向上事業の実施

本事業は、公園整備、管理運営に留まらず、人々の交流を促進し、公園が時代のニーズに応える魅力的な場となることを目指しています。そのため、ハード整備と合わせて、各ゾーンの特性を活かしたイベント等の開催及びプロモーション活動など、当該地区の魅力を増進するためのソフト事業を提案してください。また、特定公園施設や公募対象公園施設が一体となった事業展開や、恐竜の森の他の設置許可施設及び周辺の地域活性化に取り組む団体や組織との積極的な連携についても検討してください。

魅力向上事業に期待する効果及び提案条件に留意し、事業を実施してください。実施に当たっては、年間計画書の提出など事前に勝山市と協議をしてください。

①期待する効果及び提案条件

- ・周辺地域全体の魅力度向上、にぎわいや集客性の向上を図ること
- ・公募対象公園施設の収益向上に資すること
- ・公園が年間を通じて常に賑わい、恒常的に利用されること
- ・イベント等の実施に当たっては、一般の公園利用とのバランスに考慮すること

②魅力向上事業として実施する業務

(ア) イベント等の実施

- ・イベント等の企画、実施してください。
- ・イベントの企画、実施等を検討するに当たっては、公園が公平性、安全性という公の施設としての重要な要素を有していることを鑑み、公園利用者全体に対して適切かつ確実なサービスが提供できるようにしてください。

(イ) 公募対象公園施設との連携事業

- ・公募対象公園施設とその他の公園施設を一体的に活用した事業となることを目標としてください。

(ウ) 周辺施設と連携した運営

- ・公園内で開催されるイベント等の情報を共有するなど相互に連携を図ると共に、公園に近接する施設などと公園とが連携して取り組むことが出来る事業を企画、調整し、市内外に発信して、地域全体の活性化が図れる事業を計画・実行してください。

(エ) プロモーション活動（広報・宣伝）

- ・ホームページや SNS、地域マスメディア等各種媒体を通じて、施設やイベントの情

報を発信し、認知度の向上に努めてください。

(オ) その他魅力向上につながる取組

- ・日常的に散策や休憩などを楽しむ公園利用者に対して、居心地の良い空間を提供する取組を実施してください。

(4) 指定の取消し等

①指定の取消し及び業務停止命令

民間事業者（SPC）とその受託企業等が勝山市の指示に従わないとき、その他次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

(ア) 条例、規則、協定及び関係法令に違反したとき

(イ) 正当な理由なく業務を履行しないとき、又は指定期間中に履行する見込みがないと勝山市が判断したとき

(ウ) 業務の履行に当たり、勝山市の指示に従わず、又は勝山市の職員の職務の執行を妨げたとき

(エ) 「勝山市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除要請があったとき

(オ) 経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断されるとき

(カ) 当該企業・法人等が管理を継続することが適当でないと勝山市が認めるとき

②違約金等

①に基づき、勝山市が指定の取消し又は業務停止命令を行った場合は、必要に応じて、民間事業者（SPC）は、あらかじめ協定書において定められた額（年間維持管理費の10%相当の8,000千円）を違約金として勝山市に納付しなければなりません。また、民間事業者（SPC）に損害、損失又は増加費用が生じたとしても勝山市はこれを負担しません。

第3章 審査及び選定に関する事項

3-1. 公募の実施に関する事項等

(1) 応募者の構成

応募できる者は、法人（以下「応募法人」という。）又は複数の法人等によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とします。応募グループの場合は、代表企業を定め、代表企業が応募手続及び事業に必要な諸手続、その他の勝山市との協議等を行うものとします。応募グループの場合には、次の事項を遵守してください。

- ・ 応募グループの各社の役割分担を明示してください。
- ・ 公募対象公園施設の設置許可の相手方は SPC とし、SPC は市内に住所又は主たる事務所を設置する必要があります。
- ・ 設置した公募対象公園施設は、SPC もしくは応募グループ内の担当企業で登記をすることができます。なお、その経費については民間事業者（SPC）の負担とします。
- ・ 各企業は複数の応募グループへの参加もしくは単独の応募者となることはできません。
- ・ 都市公園法第5条の8に基づき、勝山市の承認を受けて、別の民間事業者が民間事業者（SPC）が有していた計画の認定に基づく地位を承継する場合や勝山市の承認を得た場合は代表企業の変更は可能です。
- ・ 事前の勝山市の承認を得られれば、構成法人・構成企業の変更は可能です。
- ・ メンバーの変更の都度、民間事業者（SPC）に必要な書類の再提出等を求めます。

(2) 応募資格

応募者は、本事業の趣旨を理解し、事業実施に対する意欲が高く、必要な資力、信用、技術的能力、管理能力、実績を有し、事業期間中にわたり事業実施が可能である者とし、次の条件を満たしている必要があります。

- ・ 応募者は応募法人又は応募グループを構成する代表企業及び構成法人・構成企業（以下「応募法人等」という。）に限ります。
- ・ 応募グループの場合は、代表企業を定めてください。
- ・ 応募法人等は、直近決算において債務超過がないこととします。
- ・ 選定された応募法人等は、速やかに勝山市内に SPC を設立し、恐竜の森の指定管理を受ける法人等として位置付けると共に、公募対象公園施設及び特定公園施設の整備・管理運営についての業務を遂行する責務を負うこととします。

なお、公募対象公園施設及び特定公園施設の整備・管理運営については、提案時に選定した当該業務を実行するにふさわしい企業・法人に実施させることができます。

(3) 欠格事項

次のいずれかに該当する法人等は応募すること、応募グループのメンバーになるこ

とはできません。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定により勝山市の一般競争入札に参加させることができないとされている者及び同条第 2 項の規定により勝山市から一般競争入札に参加させないこととされたもの
- ・ 勝山市から指名競争入札における指名停止措置を受けているもの
- ・ 法人税、法人都道府県民税、法人区市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のあるもの
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等により更生又は再生手続を開始しているもの
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っている法人
- ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- ・ 審査会委員が経営又は運営に直接関与している法人
- ・ 特定非営利法人恐竜のまち勝山応援隊及び勝山市観光まちづくり株式会社。ただし、構成法人予定者として位置付けることは可能とします。

（４）失格事項

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ・ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- ・ その他、不正行為があった場合

3-2. 応募の手続き

（１）公募設置等指針の公表

①公表日

令和 3 年 8 月 2 日（月）

②公表方法

- ・ 勝山市ホームページに掲載
- ・ 公募設置等指針に変更がある場合は、同ホームページにてお知らせします。

（２）現地説明会の開催

現地説明会への参加には、以下のとおり事前申込みが必要です。説明会に参加しなくても応募は可能です。

なお、説明会の参加者は、本事業に参加する意向のある法人等または参加を検討している法人等に限りです。

①日時

令和 3 年 8 月 25 日（水）10 時から 15 時まで（雨天決行）

②場所

勝山市庁舎会議室及び長尾山総合公園（事業対象地）

③事前申込の方法

- ・参加を希望される場合は、8 月 13 日（金）17：00 までに
現地説明会参加申込書（様式 10）により、問合せ先まで電子メールにて提出してください。
なお、参加者は 1 団体 2 名までとします。
- ・電子メールの送信に当たっては、
件名を「【応募者名】かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）再整備・管理運営事業 説明会申込」
ファイル名を「【応募者名】様式 10 現地説明会参加申込書」としてください。
- ・受信確認後、返信メールを送ります。

（3）質問書受付及び回答

①受付

- ・本指針の内容に関して質問がある場合は、質問書（様式 11）により、問合せ先まで
電子メールにて提出してください。
- ・電子メールの送信に当たっては、
件名を「【応募者名】かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）再整備・管理運営事業 質問提出」
ファイル名を「【応募者名】様式 11 質問書」としてください。
- ・受信確認後、返信メールを送ります。

<質問受付期間>

令和 3 年 9 月 17 日（金）17：00 まで

②回答

令和 3 年 9 月 24 日（金）までに勝山市ホームページに掲載します。
ただし、質問が多数に及ぶ場合等は、回答を延期することがあります。
回答内容は、本指針等発注関連文書と同等の効力を持つものとします。

（4）応募登録

本事業に応募するには、事前の応募登録が必要です。本事業に参加する意向のある法人等または参加を検討している法人等の方は、事前に下記の期間に応募登録をしてく

ださい。

応募登録者向けに、別途追加質問期間を設けます。追加質問期間については、応募登録者に個別に連絡します。

①応募登録受付期間

令和 3 年 9 月 30 日（木）16:00 まで

②提出方法

問合せ先まで郵送（9 月 30 日（木）消印有効）又は持参により提出してください。

（5）公募設置等計画の受付（応募書類の提出）

①受付期間及び受付時間

令和 3 年 11 月 22 日（月）16：00 まで

②提出方法

「（6）提出書類」に示す各様式を必要部数揃えて、問合せ先まで持参してください。

（6）提出書類

・次に掲げる様式 1 から様式 9 までの書類を A4 フラットファイルにまとめて、正本 1 部、副本 10 部（複写可）提出してください。

上記に加えて、**提案書を PDF に変換したデータを収納した CD-R 等を 1 部提出してください。**

・**ファイルの表紙には、案件名（かつやま恐竜の森再整備・管理運営事業）と応募者 No. を記載ください。**

・各種証明書については、3 ヶ月以内に発行された原本に限ります。

・応募受付後に、申請を辞退する場合には参加辞退届（様式 12）を提出してください。

	書類の内容	様式	提出部数	
			正	副
1	応募申込書	様式 1	1	
2	ア 誓約書	様式 2-1	1	
	イ 委任状	様式 2-2	1	
3	事業実施体制表	様式 3	1	
4	応募関連書類			
	ア 法人等の概要	様式 4	1	
	イ 定款、寄付行為又はこれに類するものの写し		1	
	ウ 法人登記簿謄本（法人以外はこれに類するもの）		1	
	エ 印鑑証明書（3 ヶ月以内発行のもの）		1	
	オ 役員名簿	様式 5	1	
	カ 法人税、法人都道府県民税、法人区町村民税、固定資産		1	

	税、消費税及び地方消費税証明書（直近３年間分）			
	キ 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書、注記等」（直近３年間）の写し		1	
	ク 企業の事業報告書、事業計画書等		1	
	ケ 財務状況表	様式 6	1	
5	公募設置等計画	様式 7	1	10
	応募法人等の名称	様式 7-0	1	
	ア 全体計画 ① 事業の実施方針 ② 全体基本構想	様式 7-1	1	10
	イ 公募対象公園施設に関する計画 ① 公募対象公園施設の設置又は管理の目的 ② 公募対象公園施設の概要 ③ 公募対象公園施設の整備スケジュール、工事の時期、実施方法 ④ 公募対象公園施設の持続可能な管理運営計画 ⑤ 関連図面	様式 7-2	1	10
	ウ 特定公園施設に関する計画 ① 特定公園施設の概要 ② 特定公園施設の整備スケジュール、工事の実施方法 ③ 関連図面	様式 7-3	1	10
	エ 利便増進施設の設置に関する計画	様式 7-4	1	10
	オ 都市公園の環境の維持及び向上措置① ① 応募者の取組姿勢 ② 維持管理の方針 ③ 運営管理の方針	様式 7-5	1	10
	カ 都市公園の環境の維持及び向上計画② ① 魅力向上事業に対する考え方 ② 取組内容 ③ ターゲット層、事業実施により期待される効果 ④ 地域経済活性化に関する配慮	様式 7-6	1	10
	キ 事業実施体制 ① 応募者の管理運営能力・実績 ② 事業実施体制	様式 7-7	1	10

	③ 公募対象公園施設及び特定公園施設を含む公園の 管理体制 ④ 事業スケジュール ⑤ リスクへの対応			
6	資金計画及び収支計画	様式 8	1	10
7	価格提案書	様式 9	1	10
8	現地説明会参加申込書	様式 10	1	
9	質問書（質問がある場合に提出）	様式 11	1	
10	参加辞退届	様式 12	1	

3-3. 応募に関するその他の留意事項

(1) 応募書類の作成及び提出

応募書類の作成及び提出に当たっては、次の事項に留意してください。

- ・使用する言語は日本語、単位はメートル法、金額は日本通貨とします。
- ・応募に係る経費は全て応募者の負担とします。
- ・応募の受付期間終了後は、内容の変更、再提出及び差し替えを認めません。
- ・勝山市から連絡した場合や、本要項に定められた手続、勝山市の許可を得た場合を除き、審査委員及び本件業務に従事する勝山市職員、その他本件関係者に対して本件についての接触を禁止します。
- ・勝山市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

(2) 応募書類の内容

次のいずれかに該当する場合、応募書類は無効とします。

- ・申請書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ・申請書類の作成様式に示された条件に適合しないもの
- ・申請書類に記載すべき事項の全部又は一部の記載がされていないもの
- ・申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ・申請書類に虚偽の内容が記載されているもの

(3) 応募書類の取扱い

- ・提出された応募書類は返却しません。
- ・応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、勝山市が審査結果の公表時及びその他必要と認める場合には、勝山市個人情報保護条例（平成 15 年条例第 10 号）の範囲において、その一部又は全部を無償で使用及び公表できるものとします。
- ・応募者の申請書類に著作権の対象となるものがある場合、著作権は設置等予定者として決定した時から勝山市に帰属します。

3-4. 審査の方法及び手順

設置等予定者の選定は、勝山市が都市公園法第 5 条の 4 第 1 項に基づき、全ての公募設置等計画の審査を行い、その審査を通過した計画について、都市公園法第 5 条の 4 第 2 項に基づき評価を行う二段階で実施します。

(1) 第一次審査（資格審査）

提出された全ての公募設置等計画等について、都市公園法第 5 条の 4 第 1 項に基づき、以下の点について審査します。

①参加資格の確認

応募者が参加資格の要件を満たしていない場合には、失格とします。

②法令遵守に関する審査公募設置等計画等の内容が法令その他市の示す基準を満たしていない事項がある場合には、失格とします。

③公募設置等指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切であるか、勝山市が示す仕様を適切に実施できるかどうかを書面審査します。なお、記載されている事項について、内容確認又は調査を実施する場合があります。審査の内容は以下のとおりとします。

- ・公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・認定期間中の建設、運営の確実性が、提出された資料により見込めること
- ・特定公園施設の建設に係る負担額の上限額と、価額提案書に記載されている提案額を比較し、提案額が上限額を超える場合には、失格とします。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

第一次審査を通過した提案について、勝山市が設置する審査委員会において、3-5. 評価基準に沿って審査を行います。審査委員会の委員は下記のとおりです。

なお、審査委員会の委員及び市職員に対して、本事業に関する接触を行った場合は、失格となることがあります。

氏名	所属等	
伊庭 良知	一般社団法人 国土政策研究会 理事	学識経験者
川嶋 正己	勝山市地域経済振興会議 副議長（中小企業診断士）	学識経験者
湯屋 基生	勝山市地域経済振興会議 かつやま創生プロモーター	学識経験者
中辻 一浩	勝山市地域経済振興会議 かつやま創生プロモーター（中小企業診断士）	学識経験者
小沢 英治	勝山市 副市長	内部委員
伊藤 寿康	勝山市 政策幹	内部委員
山本 典男	勝山市 地域振興幹	内部委員
木下 秀樹	勝山市 技幹	内部委員

（順不同、敬称略）

応募者には、審査委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。

プレゼンテーションの日時及び場所は、第一次審査を通過した応募者に対して、事務局から連絡します。

全参加者のプレゼンテーション終了後に、審査委員による審査及び採点を行い、最高得点の者を最優秀提案として選定します。

なお、応募者が多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち提出された書類のみで審査を行い、対象者を3者程度に絞ることがあります。

- ・審査時間は、準備時間5分、プレゼンテーション20分、質疑応答30分の予定です。
- ・出席者は10名までとします。
- ・プレゼンテーションは、当初の提案に基づき実施することとし、提案書に記載のない事項を新規に提案することはできません。
- ・プレゼンテーション用の資料はパワーポイント形式とします。

実施の日時は、第一次審査結果と合わせて通知します。

プロジェクター及びスクリーンは事務局で準備します。

なお、プレゼンテーションの際にはパワーポイント以外に、模型・パネル等の持ち込みも可能です。

3-5. 評価基準

評価項目、主な評価の視点は、以下の通りです。

評価項目	評価の視点	配点
公園整備運営の基本 コンセプト【15点】	応募者のコンセプトが市のコンセプトに沿っているか。	10点
	公園に独自性を持ち、魅力あるものとなっているか。	5点
事業実施計画 【20点】	事業を実施できる体制、責任体制は整っているか。	5点
	各企業と協定がなされ、役割は明確か。	5点
	市との協働への配慮がなされているか。	5点
	既存設置管理許可者との協議について配慮されているか。	5点
事業実施収支計画 【20点】	特定公園施設の整備費の計画がしっかり考えられているか。	5点
	公募対象公園施設の整備費の計画がしっかり考えられているか。	
	公募対象公園施設の維持管理・運営費の計画がしっかり考えられているか。	
	事業期間にわたり、確実な長期収支計画になっているか。 また、納付予定額はどの程度か。	15点

特定公園施設計画 【20 点】	市民利用と来訪者利用に十分な配慮がなされ、利用増の実現性はあるか。	10 点
	公募対象公園施設に人流が誘導できるしつらえになっているか。 コンセプトにマッチし、既存公園と調和して違和感がないか。 屋根付き広場について、設置の意義や効果が十分に発揮される計画、設置規模となっているか。	10 点
公募対象公園施設計画 【35 点】	宿泊機能計画がコンセプトにマッチし、既存公園と調和して違和感がないか。	5 点
	宿泊機能のコンセプト、規模は多くの人を呼び込むものとなっているか。	10 点
	公募対象公園施設の所有する企業の資金計画、企業の安定性は十分か。	5 点
	提案内容は来訪者にとって魅力的か。（市民向け）	5 点
	提案内容は来訪者にとって魅力的か。（市民以外）	5 点
	閑散期への配慮や、宿泊を促す公園として夜間も楽しめるよう配慮・工夫がなされているか。	5 点
地域貢献【20 点】	地域の法人・商店・企業が参加して、地域の物産の紹介・販売など地域の魅力を伝えられる計画になっているか。	10 点
	地域経済活性化の観点から、市内企業・店舗、地元金融機関の参加がなされているか。	10 点
公募対象公園施設の維持管理【5 点】	公募対象公園施設エリアの維持管理組織や運営の計画は十分か。	5 点
公園の維持管理 【15 点】	公園全体管理運営の一元化の方針が示されているか。	10 点
	新型コロナウイルス感染拡大防止対策や鳥獣害対策に係る提案がされているか。	5 点
公園全体の運営 【10 点】	公園全体の企画・運営の組織、体制について確実に実行できる体制になっているか。	10 点
年間イベント計画 【5 点】	年間イベントが閑散期や夜間に配慮され具体的に提案されているか。また、イベント実施体制は明確か。	5 点
公募対象公園施設の運営【15 点】	施設の所有と運営の責任体制は明確になっているか。	5 点
	事業期間、さらに終了後まで事業が継続される工夫がなされているか。	5 点

	既存の設置管理許可者との関係性に効果的な提案がなされているか。	5 点
価格点【20 点】	特定公園施設建設事業費のうち、勝山市が負担する額 $Y = -10 \times (\text{市負担提案金額} \div 100,000,000) + 20$	20 点
合計：200 点		

3-6. 設置等予定者の決定等

審査委員会は、各審査委員の採点の総合計を比較し、最高得点を得た公募設置等計画の提出者を設置等予定者候補として、二番目に高い得点を得た公募設置等計画の提出者を次点として選定、市長に答申します。

設置等予定者候補、次点の両方又は次点について、該当者なしとする場合があります。勝山市は、審査委員会の答申を踏まえ、設置等予定者及び次点を決定します。

3-7. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、速やかに応募者（応募グループの場合は代表企業）に以下のとおり通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。

- ・一次審査の結果は、令和 3 年 11 月下旬頃、メールにて通知
- ・二次審査の結果は、令和 3 年 12 月上旬頃、書面にて通知

二次審査の結果については勝山市のホームページにより公表します。

審査内容の詳細については非公開とし、審査内容に関しての問合せ及び審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

3-8. 公募設置等計画の認定

勝山市は設置等予定者候補と協議を行い、公募設置等計画の認定をします。

これにより、設置等予定者は民間事業者（SPC）となります。

認定に当たっては、審査委員会での意見等を踏まえ、必要に応じて勝山市と設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した公募設置等計画を一部変更した上で、変更後の公募設置等計画を認定する場合があります。

なお、認定後、協議を進める中で、関係者等との協議が整わなかった場合などは、計画内容を変更していただく場合があります。

万一、勝山市が設置等予定者候補の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合や公募設置等予定者候補が辞退した場合は、次点の候補者が繰り上がるものとします。

このことにより設置等予定者候補に損失が生じて、勝山市はその損失を補償しません。

また、設置等予定者候補は勝山市に対し、一切の補償を請求しないこととします。

3-9. 認定計画の変更

公募設置等計画の認定後、各種調査、関係者調整等を実施した上で、詳細な事業計画を策定した結果、認定公募設置等計画を変更せざる得ない場合は、民間事業者（SPC）は勝山市と協議の上、認定公募設置等計画の変更の申請を行うことができます。

勝山市は、都市公園法第 5 条の 6 第 2 項第 1 号及び第 2 号で規定する基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行います。

3-10. 契約の締結等

勝山市と民間事業者（SPC）の間で、以下の契約手続き等を行います。

（1）基本協定

本事業の円滑な実施のため、勝山市が認定した公募設置等計画に基づき、本事業を実施するための基本的な事項について定めた「かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）再整備・管理運営事業基本協定」（以下「基本協定」という。）を代表企業との間で締結します。

（2）実施協定

基本協定の締結後、勝山市と民間事業者（SPC）との間で本事業の実施に向けた協議を行い、事業実施条件や民間事業者（SPC）の権利、義務等について定めた「かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）再整備・管理運営事業実施協定」（以下「実施協定」という。）を締結します。

（3）特定公園施設の引渡し

特定公園施設の整備とそれに伴う既存施設等の撤去・移設等に係る一切の工事等については、民間事業者（SPC）の負担において施工し、原則として令和 6 年 3 月 20 日までに工事を完了し、勝山市が実施する完了検査を受け、勝山市に引渡してください。引渡しに伴い、完成図書を提出、あわせて都市公園台帳を作成してください。

（4）恐竜の森の指定管理者の指定

勝山市は、長尾山総合公園（事業対象区域）について、公園管理を行う者として民間事業者（SPC）を「指定管理者」に指定します。ただし、指定管理者の指定について、令和 5 年 12 月（予定）の勝山市議会定例会による議決が必要となります。

3-11. リスク分担等

（1）リスク分担

本事業の実施における主なリスクについては、以下の負担区分とします。リスク分担に定めのない内容が生じた場合は、勝山市と民間事業者（SPC）が協議の上、負担者を決定する

ものとします。

リスクの種類	内容	リスクの負担者	
		勝山市	SPC
法令変更	SPC が行う整備・管理運営業務に影響がある法令等の変更による損害の負担		○
	SPC が行う整備・管理運営業務に影響がある法令等の変更による協定解除	協議	
第三者賠償	SPC が工事・維持補修・運営において公園利用者及び施設利用者等の第三者に損害を与えた場合		○
物価	設置等予定者決定後のインフレ、デフレ		○
金利	設置等予定者決定後の金利変動		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業		○
	自然災害等による協定解除	協議	
資金調達	交付金、市債	○	
	民間調達金		○
事業の中止、延期	市の責任による中止・延期	○	
	民間事業者の責任による中止・延期		○
	民間事業者の事業放棄、破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担		○
施設の修繕等	公募対象公園施設		○
	公募対象公園施設以外の施設修繕、備品の修繕、更新、新規購入		○
	勝山市公園施設長寿命化計画によるもの	○	
	公募対象公園施設以外で災害によるもの	協議	
債務不履行	市の協定内容の不履行	○	
	SPC の事由による業務又は協定内容の不履行		○
苦情・要望対応	SPC が設置管理する施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
使用料	勝山市都市公園条例第 7 条に規定された使用許可及び別表 1 に掲げられる使用料の収入		○
	都市公園法第 5 条、第 6 条に規定される設置許可、占用許可及び勝山市都市公園条例別表 2、3 に掲げられる使用料の収入		○
	上記のうち、福井県立恐竜博物館に係るもの	○	

	勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例別表 その 5 に掲げられる使用料の収入		○
	便益施設等が使用した電気、上下水道料金相当額の 収入		○
	体験学習事業の参加負担金の収入		○
化石含有石	確保（福井県立恐竜博物館との協議）	○	
	現場からの運搬、補充		○
除雪	冬期間の園内道路、歩道及び駐車場の除雪作業	○	

※1 自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応

- 災害により施設が損傷した場合は、民間事業者（SPC）で応急復旧を行ってください。
- 特定公園施設、公募対象公園施設が復旧困難な被害を受けた場合、勝山市は、民間事業者（SPC）に対して当該施設等に関する業務の停止を命じることがあります。
- 震災発生時に、恐竜の森を避難場所として使用する場合など災害対応のために必要な場合、勝山市は、民間事業者（SPC）に対して公募対象公園施設の業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。
- 業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、勝山市は民間事業者（SPC）の運営する公募対象公園施設の休業補償は行いません。

※2 土壌汚染に関する調査の費用負担は民間事業者（SPC）とする。調査の結果、汚染物の除去が必要となった場合の費用については勝山市と民間事業者（SPC）で協議する。

（2）損害賠償責任

- ・本業務の実施に当たり、民間事業者（SPC）の故意又は過失により、勝山市又は第三者に損害を与えたときは、民間事業者（SPC）がその損害を、勝山市又は第三者に賠償するものとします。
- ・また、勝山市は、民間事業者（SPC）の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、民間事業者（SPC）に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。
- ・特定公園施設内での事故に関する賠償保険については、指定管理者である民間事業者（SPC）が加入するものとします。

3-12. 事業破綻時の措置

- ・民間事業者（SPC）は、認定された公募設置等計画の有効期間内に事業が破綻した場合、都市公園法第 5 条の 8 に基づき、勝山市の承認により別の民間事業者に事業を承継するか、民間事業者（SPC）の負担により、公募対象公園施設を撤去し、原状回復して返還してください。

- ・なお、民間事業者（SPC）が公募対象公園施設の撤去を行わない場合、勝山市は、民間事業者（SPC）に代わり撤去工事を行い、その費用を民間事業者（SPC）へ請求します。

3-13. 法規制等

- ・公募設置等計画の内容は、都市公園法、勝山市都市公園条例、勝山市都市公園条例施行規則、消防法、都市計画法、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）、景観法（平成 16 年法律第 110 号）、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）及びその他各種関係法令等を遵守してください。
- ・事業の実施に当たり必要な許認可の取得や手続きについては、民間事業者（SPC）の負担により実施してください。

3-14. 問い合わせ先

勝山市 都市建設課

所在地：〒911-8501 福井県勝山市元町 1 丁目 1 番 1 号

T E L : 0779-88-8107

F A X : 0779-88-8119

E-mail : kensetu@city.katsuyama.lg.jp

【添付資料】

- ・公園平面図（1 期エリア）
- ・植生図（H8.12 長尾山開発事業に係る環境影響評価調査資料）
- ・地質図（H8.12 長尾山開発事業に係る環境影響評価調査資料）
- ・公園内インフラ系統図
- ・公園における水道使用実績
- ・公園における電力使用実績
- ・福井県立恐竜博物館 入館者数
- ・化石発掘体験 利用者数
- ・かつやまディノパーク利用者数
- ・勝山市長尾山総合公園 指定管理業務仕様書（H25）